

様式第4号（第11条関係）

基建第1054号
平成28年10月31日

第10区長

永家 重光 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年9月30日付けで提案がありました、町道神の浦7号線のカーブミラー設置要望につきましては、平成28年度中にカーブミラーの設置を行いません。

2 取扱いの理由

建設課で設置要望箇所の現地確認を行いました。該当箇所は、提案の概要のとおり町道神の浦4号線と町道神の浦7号線の三叉路が鋭角であり、また町道神の浦4号線から町道神の浦7号線に右左折する場合、左右とも民家の塀があり、歩行者や車両等の視認性が悪い状況でありますので、安全性確保のためにカーブミラーを設置いたします。